

県有地の売払い 一般競争入札参加要領

令和7年12月9日（火）実施

物件番号1 倉松川沿い廃川敷（幸手市東一丁目6015番16外1筆）
物件番号2 倉松川沿い廃川敷（幸手市東二丁目391番4）

入札に参加するには、事前に申込みが必要です。
この入札参加要領をよくお読みください。

令和7年11月

埼 玉 県

目 次

入札対象物件一覧.....	1
入札参加の手順について.....	2
一般競争入札参加要領.....	6
土地売買契約書（案）.....	1 1
一般競争入札参加申込書.....	1 5
入札保証金提出書.....	1 8
納付書兼領収書（入札保証金用）.....	2 1
入札書.....	2 2
入札書の封入方法（記入例）.....	2 5
委任状.....	2 6
物件調書.....	2 9
開札会場等案内図.....	3 1

【問合せ先】

住 所：〒330-9301

埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県衛生会館3階

担 当：埼玉県県土整備部用地課 管理担当

電 話：048-830-5044（直通）

FAX：048-830-4861

E-mail：a5030-03@pref.saitama.lg.jp

入札対象物件一覧

物件 番号	物件名・所在地	公簿地目	実測面積	参考価格
1	倉松川沿い廃川敷 (幸手市東一丁目6015番16 外1筆)	宅地	120.50m ²	4,338,000円
2	倉松川沿い廃川敷 (幸手市東二丁目391番4)	宅地	99.51m ²	2,787,000円

* その他詳細は物件調書（29ページから30ページ）のとおりです。また、各物件の案内図、区画図等は埼玉県用地課HP（<http://www.pref.saitama.lg.jp/a1003/yo-kanri/r06-1nyusatu.html>）において公開していますので、併せて御確認下さい。

入札参加の手順について

入札は一般競争入札参加要領（６ページから１０ページまで）に則って行います。
以下、実施手順に沿って説明します。

1 入札参加申込書の提出

入札に参加しようとする場合は、１５ページまたは１６ページの一般競争入札参加申込書に必要事項を記入の上、以下のとおり提出してください。

(１) 提出期限

令和７年１１月２１日（金）午後４時まで ※必着

(２) 提出書類

一般競争入札参加申込書（１部）

＊参加要領及び記入例をよく御確認ください。

＊不備事項の確認や連絡事項がある場合がありますので、必ず入札参加申込書に入札の事務を担当される方の連絡先を記入してください。

(３) 提出方法及び送付先

①郵送の場合

【提出方法】

事前に用地課に電話連絡の上、提出期限までに郵送記録が確認できる方法で送付してください。（用地課電話番号 048-830-5044）

【送付先】

〒330-9301

さいたま市浦和区高砂３－１５－１

埼玉県県土整備部用地課 指導・管理担当

②電子メールの場合

【提出方法】

事前に用地課に電話連絡の上、提出期限までに送信してください。

（用地課電話番号 048-830-5044）

【送付先】

a5030-03@pref.saitama.lg.jp

2 入札保証金の納付

(１) 入札参加者は、物件番号ごとに各自の見積もる金額の１００分の５以上の入札保証金を、埼玉県が発行する納付書兼領収書（３枚複写）により、指定の金融機関に入札書を提出するまでに納付してください。入札参加申込書を提出しても期限までに納付しない方は入札できませんので御注意ください。

(２) 納付書兼領収書は、一般競争入札参加申込書を提出された方に簡易書留又はレターパックで送付します。

(３) 入札保証金はＡＴＭやネットバンキング等からの振込はできません。必ず金融機関窓口にて納付してください。

- (4) 指定金融機関（埼玉りそな銀行）、指定代理金融機関（武蔵野銀行、埼玉縣信用金庫、埼玉県信用農業協同組合連合会）及び収納代理金融機関（みずほ銀行、三井住友銀行など）からの納付の場合は、手数料がかかりません。
- ＊手数料がかかる金融機関もございます。必要に応じて金融機関に御確認ください。
- 用地課にお問い合わせいただいてもお答えいたしかねます。
- ＊ゆうちょ銀行からは納付できません。
- (5) 金融機関の窓口で納付後、出納印が押印された納付書兼領収書の１枚目（納入者保管）が返還されます。納付書兼領収書の写しを入札書と一緒に提出期限までに送付してください。
- (6) 落札者以外の方の入札保証金は、入札参加者が提出した「入札保証金提出書」において指定した金融機関の預金口座への振り込みにより返金します。金融機関への振込手続には数日の期間を要しますので御了承ください。
- なお、返金時の入札保証金には利息を付けません。

3 入札書の提出

- (1) 入札書の提出期限は令和７年１１月２６日（水）～１２月４日（木）※必着です。
- (2) 入札参加者は、提出期限までに用地課宛て以下の書類を郵送記録が確認できる方法で郵送してください。持参による提出はできません。

提出書類	留意事項
入札書 （２２ページから２３ページ参照）	・個人にあつては住民登録上の住所及び氏名を、法人にあつては登記事項証明書（全部事項証明書）上の所在地及び商号のとおり記入してください。 ・<u>金額の訂正はできません。</u>記入誤りに御注意ください。
入札保証金提出書 （１８ページから１９ページ参照）	・入札者の欄は入札書と同様に記名してください。 ・金額欄は納付した入札保証金の額を記入してください。 ・開札の結果、落札とならなかった場合は入札者名義の金融機関の預金口座に返還します。指定する金融機関の預金口座を記入してください。
納付書兼領収書の写し	・金融機関の窓口から返却された納付書兼領収書の１枚目（納入者保管）の写しを提出してください。

- (3) 入札書は、次のとおり作成した外封筒及び内封筒の二重封筒を用いて送付してください。
- ① 内封筒には、入札書を入れて封かん及び封印し、封筒の表面に「入札書在中」と朱書きするとともに、物件番号、開札日、入札参加者名及び住所を記載してください。
- ② 外封筒には①のとおり作成した内封筒及び「入札保証金提出書」及び「納付書兼領収書の写し」を入れて封かんし、「入札関係書類在中」と朱書きしてください。

4 開札

- (1) 開札日時及び会場は以下のとおりです。

日 程	令和7年12月9日（火）
時 間	物件番号1 午前10時00分 開始 物件番号2 午前11時00分 開始 * 開札時刻を過ぎた場合は入場できません。
会 場	埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県庁第二庁舎2階 県土整備部会議室（31ページ案内図参照） * 開札会場の座席数の関係上、会場に入れないことがあります。

- (2) 入札期限までに提出された入札書により開札を行うため、入札参加者による立会いは不要です。開札の立会いを希望される場合は、開始時刻までに直接会場にお越しください。

* 身分証明書（免許証等）をお持ちの上、入札者本人又は入札者から委任を受けた代理人（26ページまたは27ページの委任状をお持ちください）がお越しください。本人又は代理人以外は立ち会うことができません。

5 落札者の決定方法

- (1) 県の予定価格以上の価額で最高の価額をもって有効な入札をした入札参加者を落札者としてします。
ただし、最高額の入札をした者が2者以上であるときは、入札参加者が立ち会う場合は当該参加者、立会者がいない場合は入札に関係のない埼玉県職員にくじを引かせて落札者を決定します。
- (2) 再度の入札は行いません。
- (3) 落札の決定通知は令和7年12月12日（金）までに県から発出します。
- (4) 落札者の入札無効が確定した場合は、改めて、県の予定価格以上の価格で有効な入札をした者のうち、高額で入札した者から、順次、同様の落札者決定の手続きを進めますので御承知おきください。

6 契約及び契約保証金の納付

- (1) 落札者との土地売買契約の締結は、令和8年1月9日（金）までに行います。
- (2) 土地売買契約書は11ページ～14ページのとおりです。県が保管する土地売買契約書（1通）に貼付する収入印紙等、本契約の締結及び履行に関して必要な費用は落札者の負担となります。
- (3) 期限までに契約を締結しない場合は、納付いただいた入札保証金は県に帰属することとなり、入札は無効となります。
- (4) 契約の締結と同時に、契約金額の100分の10以上（1円未満端数切上げ）から納付済みの入札保証金の額を控除した額を契約保証金として県が発行する納入通

知書兼領収書により納付しなければなりません。

7 売買代金の支払い

- (1) 契約保証金を除いた売買代金の残金は、県が発行する納入通知書兼領収書により、指定の場所で契約締結日から30日以内に納付しなければなりません。
- (2) 売買代金の支払いが指定期日より遅れた場合は、売買代金について年2.5パーセントの割合で遅延日数に応じ計算した延滞金を徴収します。
- (3) 売買代金の分割納付はできません。
- (4) 売買代金が支払われる見込みのない場合、契約を解除する場合があります。その場合、既に納められた契約保証金は県に帰属します。

8 所有権の移転

- (1) 売買代金全額（延滞金が課される場合は延滞金の全額を含む。）の納付が行われたときに所有権の移転があったものとし、物件を現状で引き渡したものとします。
- (2) 登録免許税は買主の負担となります。
- (3) 所有権の移転登記は県が行います。落札後、落札者には別途文書で御案内いたします。

一般競争入札参加要領

令和7年12月9日（火）に埼玉県が行う県有財産売払いの一般競争入札に参加される方は、次の各事項を御承知の上、入札してください。

（入札に付する物件）

第1 入札に付する物件は、29ページ以下の物件調書に記載のとおりとします。

（入札参加条件）

第2 次の1・2のいずれにも該当しない者であることが入札参加の条件となります。

- 1 本件土地売買契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年5月15日法律第77号）第32条第1項各号に掲げるもの。
- 2 次の各号の一に該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過していない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とします）。
 - 一 故意に入札に付する不動産を損傷し、その価値を減少させた者
 - 二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者
 - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - 四 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - 五 正当な理由がなくて契約の履行をしなかった者
 - 六 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

（契約条件）

第3 契約の条件については、11ページ以下に示す土地売買契約書（案）のとおりですので、条文をよく確認の上、入札に参加してください。

（物件の調査）

第4 入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」といいます。）は、入札書を提出する前に必ず物件の調査をしてください。また、物件調書はあくまで参考であり、現況を優先します。

（入札参加申込み）

第5 入札参加者は、物件番号ごとに一般競争入札参加申込書を提出しなければ入札することができません。事前に用地課に電話連絡の上、郵送又は電子メールにより提出期限までに必ず県へ到達するようにしてください。提出期限後に到達した申込書は、受け付けずに破棄します。

2 入札参加申込みの提出期限及び提出方法は次のとおりです。

(1) 提出期限

令和7年11月21日(金)午後4時まで ※必着

(2) 提出方法及び送付先

① 郵送の場合

ア 提出方法

事前に用地課に電話連絡の上、提出期限までに郵送記録が確認できる方法で送付してください。(用地課電話番号 048-830-5044)

イ 送付先

〒330-9301

さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県県土整備部用地課 指導・管理担当

② 電子メールの場合

ア 提出方法

事前に用地課に電話連絡の上、提出期限までに送信してください。
(用地課電話番号 048-830-5044)

イ 送付先

a5030-03@pref.saitama.lg.jp

3 入札書の提出期限及び提出方法は次のとおりです。

(1) 提出期限

令和7年11月26日(水)～12月4日(木) ※必着

(2) 提出方法及び送付先

ア 提出方法

郵送 ※持参不可

イ 送付先

〒330-9301

さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県県土整備部用地課 指導・管理担当

(入札保証金)

第6 入札参加者は、物件番号ごとに各自の見積もる金額の100分の5以上の入札保証金を、埼玉県が発行する納付書兼領収書(3枚複写)により、指定の金融機関で入札書を提出するまでに納付しなければなりません。金融機関の窓口で納付後、出納印が押印された納付書兼領収書の1枚目(納入者保管)が返還されるので、納付書兼領収書の写しを入札書と一緒に提出期限までに送付してください。

2 開札の結果、落札されなかった方の入札保証金は、入札参加者が「入札保証金提出書」において指定した金融機関の預金口座へ振り込む方法によりお返しします。なお、金融機関への振込手続には数日の期間を要しますので御了承ください。

3 入札保証金を納付した後、入札書を提出しなかった場合は、入札保証金の返還手続を行いますので、埼玉県県土整備部用地課に連絡してください。

(入札)

第7 入札は物件番号ごとに行います。入札参加者は、物件番号ごとに所定の入札書に必要な事項を記入し、記名の上、必ず内封筒に封入し、入札保証金提出書及び納付書兼領収書の写しと共に郵送記録が確認できる方法で送付してください。

(入札金額の表示)

第8 入札金額は、物件の価額の総額を表示してください。

(入札書の書換え等の禁止)

第9 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

(開札の日時及び場所)

第10 開札の日時及び場所は、次のとおりです。開札時刻を過ぎた場合は入場できませんので御注意ください。なお、開札会場の座席数の関係上、会場に入れないことがあります。

(1) 開札日

令和7年12月9日(火)

(2) 開札時間

物件番号1 午前10時00分開始(入場は午前9時45分から)

物件番号2 午前11時00分開始(入場は午前10時45分から)

(3) 開札の場所

さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県庁第二庁舎2階 県土整備部会議室

(開札)

第11 提出期限までに郵送された入札書により開札を行います。入札者の立会いは不要ですが、開札の立会いを希望される場合は開始時刻までに直接会場にお越しください。入札者本人又は入札者から委任を受けた代理人がお越しください。本人又は代理人以外は立ち会うことができません。

(入札の無効)

第12 次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

(1) 入札に参加する資格がない者のした入札

(2) 入札保証金を納付しない者の入札

(3) 入札金額の100分の5に満たない入札保証金を納入した者の入札

(4) 入札書の記載事項が不明なもの又は入札書に記名のないもの

(5) 入札書の記載事項を訂正した場合においては、その箇所に署名のないもの

(6) 同じ物件について2通以上の入札書を提出した者の入札で、その前後を判別できないもの又は最初の入札以外のもの

(7) 入札書の金額を訂正したもの

(8) 著しい反社会的行動をとるなど、明らかに公有地の処分相手にふさわしくないことが判明した者の入札

(9) 前各号に定めるもののほか、特に指定した事項に違反したもの

(落札者)

第 1 3 落札者は、埼玉県が定める予定価格以上の価額で最高の価額をもって入札した者としてします。

(再度入札)

第 1 4 再度の入札は行いません。

(くじによる落札者の決定)

第 1 5 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、くじにより落札者を決定します。入札者（本人又は代理人）が立会う時は当該入札者、立会者がいない時は当該入札事務に関係のない埼玉県職員にくじを引かせるものとします。

(入札結果の通知)

第 1 6 開札をした場合に、落札者があるときは、その者の氏名（法人の場合はその名称）及び金額を、落札者がいないときは、その旨を、開札に立ち会った入札者に知らせます。この場合に、落札者となった者が開札に立ち会わなかったときは、その者に落札者となった旨を通知します。

(契約の締結)

第 1 7 落札者は令和 8 年 1 月 9 日（金）までに 1 1 ページ以下に示す様式の契約書により契約を締結していただきます。

(契約の確定)

第 1 8 契約は、埼玉県が落札者とともに契約書に記名・押印したときに確定します。

(契約保証金)

第 1 9 落札者は、契約の締結と同時に、契約金額の 1 0 0 分の 1 0 以上の契約保証金を埼玉県が発行する納入通知書兼領収書により指定の金融機関に納付していただきます。

(落札者の入札保証金の振替等)

第 2 0 落札者が納付した入札保証金は、第 1 9 に定める契約保証金に振り替えます。

2 入札保証金を契約保証金に振り替える場合に、入札保証金の額が契約保証金の額に満たないときは、その差額を第 1 9 の例により納付しなければなりません。

（入札保証金の利息）

第 2 1 入札保証金は、その受入期間について利息を付けません。

（入札保証金の没収）

第 2 2 落札者が第 1 7 に定める期限までに契約の締結に応じない場合には、落札はその効力を失い、落札者が納付した入札保証金は、埼玉県に帰属することになります。

（売買代金の支払期限）

第 2 3 売買代金は、埼玉県が発行する納入通知書兼領収書により、契約締結日から 3 0 日以内に支払っていただきます。売買代金の支払いが行われなかった場合には、契約保証金は埼玉県に帰属することになります。

（所有権の移転）

第 2 4 売買代金（遅延違約金がある場合は違約金を含む）が完納されたときに所有権の移転があったものとし、直ちに物件を現状で引き渡したものとします。

2 所有権の移転登記は、物件の引渡し後、埼玉県が行います。

3 契約書に貼付する収入印紙、登録免許税など契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、落札者の負担となります。

（その他）

第 2 5 この要領に定めのない事項については、埼玉県財務規則（昭和 39 年 3 月 31 日埼玉県規則第 18 号）その他関係法令の定めるところによります。

（配慮義務）

第 2 6 購入者は、周辺住民に土地利用計画の周知を図ると共に、住民の意見を十分聴取するなど、適切な対応に努めてください。

（入札結果の公表）

第 2 7 入札結果の確定後、落札者名、落札金額及び入札参加者数を県ホームページにて公開しますので、あらかじめ御了承ください。

なお、落札者が個人の場合は、個人名を非公開とし、落札金額のみを公開します。

土地売買契約書（案）

埼玉県（以下「甲」という。）と 以下「乙」という。）とは、土地の売買に関し、次のとおり契約を締結する。

（趣 旨）

第1条 甲は、廃川廃道敷等である第2条に記載の土地（以下「この土地」という。）を現状有姿のまま乙に売り渡し、乙は、これを買受けるものとする。

2 この土地の売買契約は、法務局備付けの地積測量図に記載されている面積に基づき締結するものとする。

3 乙は、次の各号の事項を確認し、承諾のうえ、この土地を買受けるものとする。

（1）この土地に地中残置物及び埋蔵文化財等が存することにより、法令等に基づく措置が必要となった場合には、乙がかかる措置についての責任と費用を負うものであること。

（2）この土地に土壤汚染があることが判明した場合、乙がその除去等の対策について責任と費用を負うものであること。

（3）この土地の境界について第三者との間に疑義が生じたときは、乙の責任において処理するものであること。

（4）この土地の実測面積が法務局備付けの地積測量図に記載された面積と異なる場合であっても、その差異に応じた売買代金の変更は行わないものであること。

（5）この契約について第三者から異議の申立てなどがあったときは、乙の責任において処理するものであること。

（売買物件及び売買価額）

第2条 甲は、その所有に属する次に掲げる土地（以下「この土地」という。）を、金円をもって乙に売り渡す。

所 在 地	地 目	公簿面積（㎡）

（契約保証金）

第3条 乙は、この契約に関し、契約保証金として金（＊契約金額の10パーセント以上相当額）円を、この契約の締結と同時に、甲の発行する納付書により、その指定する場所において納付しなければならない。ただし、次項の規定により契約保証金に充当した額があるときは、契約保証金の額から当該充当した額を控除した額を納付するものとする。

2 甲は、この契約の締結と同時に、乙が納付した入札保証金を、前項の契約保証金のうち金（＊納付済入札保証金額）円に充当できるものとする。

3 第1項の契約保証金には、利息を付けないものとする。

4 甲は、乙が次条に定める義務を履行したときは、第1項に定める契約保証金を、前条の代金の一部に充当するものとする。

5 第1項の契約保証金は、乙の責めに帰す理由により、この契約が解除されたときは、甲は、その返還義務を負わないものとする。

（代金の支払い）

第4条 乙は、第2条の売買代金のうち前条第1項に定める契約保証金を除いた金円を甲の発行する納入通知書により、一括して、甲が指定する日までに甲の指定する金融機関に納付しなければならない。

（違約金の徴収）

第5条 乙は、前条に定める期限までに売買代金を納付しなかったときは、遅延日数に応じ、納付すべき売買代金の額に年2.5パーセントの割合を乗じて計算した金額を違約金として、甲に支払わなければならない。ただし、違約金の総額が100円に満たないときは、この限りでない。

（所有権の移転等）

第6条 この土地の所有権は、乙が第2条の売買代金（売買代金の納付が遅延した場合においては、違約金を含む。）の支払いを完了したときに甲から乙に移転するものとする。

2 甲は、この土地の所有権が乙に移転したときに、乙に現状有姿のままこの土地を引き渡すものとする。

（所有権の移転登記）

第7条 乙は、前条の規定により、この土地の所有権が移転した後、速やかに甲に対し所有権の移転登記を請求するものとし、甲は、その請求により、遅滞なく所有権移転登記を嘱託するものとする。

2 前項の所有権の移転登記に要する登録免許税は、乙の負担とする。

（契約不適合責任）

第8条 乙は、この契約締結後において、この土地の性状に契約の内容に適合しないものがあるときも、乙は甲に対し、履行の追完請求、代金の減額請求、損害賠償請求又は契約の解除をすることができない。

2 第1条第3項（4）及び前項の規定にかかわらず、乙が消費者契約法第2条第1項に規定する消費者である場合は、第6条第2項に規定する引渡しの日から1年間に限り、その不適合の程度に応じた代金の減額請求又は契約の解除をすることができる。

（契約の解除等）

第9条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、催告のうえ、この契約を解除することができる。

2 前項の規定にかかわらず、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、甲は催告をしないでこの契約を解除することができる。

（1）乙が、その義務の全部の履行が不能であるとき。

（2）乙が、その義務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

（3）乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（乙が個人である場合には乙自身その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するな

どしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

3 第1項及び第2項の解除により発生する一切の費用は、乙の負担とする。

（乙の原状回復義務）

第10条 乙は、甲が前条の規定によりこの契約を解除したときは、甲の指定する期日までにこの土地を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲がこの土地を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項に定めるところによりこの土地を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、この土地の所有権移転登記にかかる承諾書を甲に提出しなければならない。

（返還金等）

第11条 甲は、第9条の規定によりこの契約を解除したときは、第2条の規定に基づき乙が支払った代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

2 甲は、第9条の規定によりこの契約を解除したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。

3 甲は、第9条の規定によりこの契約を解除したときは、乙がこの土地に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

（契約の解除に伴う土地の賃借料相当額の支払義務）

第12条 乙は、甲が第9条の規定によりこの契約を解除したときは、甲から乙にこの土地を引渡した日から第10条第1項の規定により甲が乙からこの土地の返還を受けた日までの土地賃借料相当額を、甲の定める方法により甲に支払うものとする。

2 前項の土地賃借料相当額は、普通財産貸付料算定基準（昭和57年3月18日付け通達管財第881号総務部長通達）に定めるところにより算定した、土地の引き渡しから契約の解除をするまでの期間の年額とし、期間が1年未満の場合は日割り計算により算出した額とする。

（相殺）

第13条 第9条の規定により甲がこの契約を解除したときは、甲は、この契約に基づき乙が甲に支払うべき土地賃借料相当額その他金銭債務と、甲が乙に支払うべき金銭債務とを、その対当額につき相殺することができる。

（損害賠償）

第14条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため、甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として、甲に支払わなければならない。

（契約の費用）

第15条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

（管轄裁判所）

第16条 この契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の事務所の所在地を管轄するさいたま地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

（暴力団員等からの不当な要求の報告）

第17条 乙は、この契約の履行に当たり、暴力団員又は暴力団関係者（暴力団の活動若

しくは運営に積極的に協力し、又は関与する者その他の暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者をいう。) から不当な要求を受けたときは、遅滞なく、甲への報告、警察本部又は警察署への通報をしなければならない。

(事業者調査への協力)

第18条 甲が、この契約に係る甲の適正な予算執行を期するため必要があると認めたときは、甲は乙に対し、乙が所有する得意先元帳又はこれに類する帳簿の写し(甲に関する部分に限る。)の提出について、協力を要請することができる。

(定めのない事項等)

第19条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(A) 書面による契約の場合

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印の上、それぞれその1通を所持するものとする。

(B) 電子契約の場合

この契約の成立の証として本書の電磁的記録を作成し、当事者が合意の後、押印に代わる電磁的処理を施し、各自その電磁的記録を保管する。

【注】(A)は書面による契約の場合に、(B)は電子契約の場合に使用する。

令和 年 月 日

甲 さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号
埼玉県

埼玉県知事 大野 元裕

乙

⑩

物件番号 1
受付番号

一般競争入札参加申込書

令和 年 月 日

(宛先)

埼玉県知事 大野 元裕

一般競争入札に参加したいので、下記のとおり申込みます。

記

1 入札参加物件

物件番号 1 倉松川沿い廃川敷（幸手市東一丁目6015番16外1筆）

2 開札日時

令和7年12月9日（火）午前10時00分

3 入札申込人

住 所

氏 名

電 話 番 号

（法人の場合は代表者名義を使用してください）

担当者連絡先（法人の場合には入札の事務を担当される方について記入してください。
また、個人の方の場合には日中に連絡が取れる連絡先を記入してください。）

部署名

役 職

氏 名

電 話

F A X

物件番号 2
受付番号

一般競争入札参加申込書

令和 年 月 日

(宛先)

埼玉県知事 大野 元裕

一般競争入札に参加したいので、下記のとおり申込みます。

記

1 入札参加物件

物件番号 2 倉松川沿い廃川敷（幸手市東二丁目391番4）

2 開札日時

令和7年12月9日（火）午前11時00分

3 入札申込人

住 所

氏 名

電 話 番 号

（法人の場合は代表者名義を使用してください）

担当者連絡先（法人の場合には入札の事務を担当される方について記入してください。
また、個人の方の場合には日中に連絡が取れる連絡先を記入してください。）

部署名

役 職

氏 名

電 話

F A X

物件番号	1
受付番号	

参加する物件番号を記入してください。
受付番号は県が記入します。

記入例

一般競争入札参加申込書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(宛先)

埼玉県知事 大野 元裕

提出日を記入してください。

一般競争入札に参加したいので、下記のとおり申込みます。

記

1 入札参加物件

参加する物件番号及び物件名を記入してください。

物件番号 1 倉松川沿い廃川敷（幸手市東一丁目6015番16外1筆）

2 開札日時

参加する物件番号の実施日時を記入してください。

令和7年12月9日（火）午前10時00分

3 入札申込人

入札者の住所・氏名・電話番号を記入してください。

住 所 さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県庁株式会社

氏 名 代表取締役 埼玉 太郎

電話番号 048-830-5044

（法人の場合は代表者名義を使用してください）

担当者連絡先（法人の場合には入札の事務を担当される方について記入してください。
また、個人の方の場合には日中に連絡が取れる連絡先を記入してください。）

部署名 不動産売買部

役 職 部長

氏 名 浦和 次郎

電 話 048-830-5044

F A X 048-830-4861

物件番号 1

入札保証金提出書

令和 年 月 日

(宛先)

埼玉県知事 大野 元裕

入 札 者 住 所

氏 名

電 話 番 号

下記の金額を 物件番号 1 倉松川沿い廃川敷（幸手市東一丁目6015番16外1筆）の入札にかかる入札保証金として提出します。

金 額	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
--------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

落札とならなかったとき、その他返還事由が生じた場合には、提出した入札保証金を下記口座に振り込んでください。

返 還 先	金融機関名				支店名					
	預金種別	普通・当座	口座番号							
	口座名義人		(フリガナ)							

(注) ゆうちょ銀行を指定する場合は、振込用の店名、口座番号を記入してください。

物件番号 2

入札保証金提出書

令和 年 月 日

(宛先)

埼玉県知事 大野 元裕

入 札 者 住 所

氏 名

電 話 番 号

下記の金額を 物件番号2 倉松川沿い廃川敷（幸手市東二丁目391番4）の入札にかか
る入札保証金として提出します。

金 額	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
--------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

落札とならなかったとき、その他返還事由が生じた場合には、提出した入札保証金を下記
口座に振り込んでください。

返 還 先	金融機関名				支店名					
	預金種別	普通・当座	口座番号							
	口座名義人		(フリガナ)							

(注) ゆうちょ銀行を指定する場合は、振込用の店名、口座番号を記入してください。

物件番号 1

参加する物件番号を
記入してください。

入札保証金提出書

記入例

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(宛先)

埼玉県知事 大野 元裕

入札者の住所・氏名・電話番号を
記入してください。

提出日を記入してください。

入 札 者 住 所 さいたま市浦和区高砂 3-15-1

埼玉県庁株式会社

氏 名 代表取締役 埼玉 太郎

参加する物件番号及び物件名を
記入してください。

電 話 番 号 048-830-5044

下記の金額を 物件番号 1 倉松川沿い麿川敷（幸手市東一丁目6015番16外1筆） の入札にかかる入札保証金として提出します。

金融機関で振り込んだ入札保証金額を算用数字で記入してください。
*入札金額ではありません。
「例：入札金額が 5,000,000 円の場合、入札保証金は 250,000 円以上」

金
額

¥

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

落札とならなかったとき、その他返還事由が生じた場合には、提出した入札保証金を下記口座に振り込んでください。

振込先の金融機関を記入してください。

返 還 先	金融機関名	〇〇銀行		支店名	△△支店			
	預金種別	普通	当座	口座番号	〇	〇	〇	〇
	口座名義人		(フリガナ) サイマケンチョウカブ シンガ イヤ 埼玉県庁株式会社 ダイ化ヨトリシマリヤ サイマ 知 代表取締役 埼玉 太郎					

(注) ゆうちょ銀行を指定する場合は、振込用の店名、口座番号を記入してください。

記入例

・この納付書兼領収書（歳入歳出外現金）は、三枚一組になっていますから、切り離さずに納入場所にお持ちください。

納 付 書 兼 領 収 書（歳入歳出外現金）

入札者の住所及び氏名（法人の場合は法人名及び代表者名）を記入してください。

埼玉県さいたま市都
浦和町区
高砂3-15-1
埼玉県庁(株)
代表取締役 埼玉 太郎 様

下記のとおり納付します。
~~平成~~ 〇〇年 〇〇月 〇〇日
令和

金融機関に納付する日を記入してください。

納入目的
一般競争入札に係る入札保証金
物件番号 1 倉松川沿い廃川敷
(幸手市東一丁目6015番16 外1筆)

物件番号、物件名及び入札保証金である旨を記入してください。

納入
埼玉
埼玉
埼玉県収納代理金融機関

書類区分	課 所	年度
F 2 5	用地課 0 8 D 0 0	0 6

会 計	款	項
歳入歳出外現金	保証金	入札保証金
3 0	0 1	0 1

金 額									
十	百	千	百	十	百	千	百	十	百
¥ 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇									

入札保証金の金額（入札金額の5/100以上の額）を記入してください。
「例：入札金額が5,000,000円の場合、入札保証金は250,000円以上」

課所→納入者→金融機関→納入者

埼 玉 県

- 納付書兼領収書は用地課で用意しています。入札参加者は、事前に電話で納付書兼領収書の発行を依頼してください。納付書兼領収書は簡易書留又はレターパックで送付します。
- 記入例に従って必要事項を記入し、3枚とも金融機関に提出してください。
- 指定金融機関（埼玉りそな銀行）、指定代理金融機関（武蔵野銀行、埼玉縣信用金庫、埼玉県信用農業協同組合連合会）及び収納代理金融機関（みずほ銀行、三井住友銀行など）からの納付の場合は、手数料がかかりません。
*手数料がかかる金融機関もございます。必要に応じて金融機関に御確認ください。
用地課にお問い合わせいただいてもお答えいたしかねます。
*ゆうちょ銀行からは納付できません。
- 金融機関から出納印が押印された納付書兼領収書の1枚目（納入者保管）が返却されます。納付書兼領収書の写しを入札書と一緒に提出期限までに送付してください。

物件番号 1

入札書

令和 年 月 日

(宛先)

埼玉県知事 大野 元裕

入札者 住 所

氏 名

電話番号

物件番号	物件の名称	面積（㎡）	金額									
1	倉松川沿い廃川敷 （幸手市東一丁目6 015番16外1筆）	120.50	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

「県有地の売払い一般競争入札参加要領」を承知の上、上記のとおり入札します。

(注)

- ① 金額は、算用数字で右詰めで記入し、最初の数字の前に¥を記入してください。
- ② 記入事項を訂正した場合には、その箇所に必ず署名してください。ただし、入札金額は訂正できません。

物件番号 2

入 札 書

令和 年 月 日

(宛先)

埼玉県知事 大野 元裕

入 札 者 住 所

氏 名

電 話 番 号

物件番号	物件の名称	面積（㎡）	金額									
2	倉松川沿い廃川敷 （幸手市東二丁目3 91番4）	99.51	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

「県有地の売払い一般競争入札参加要領」を承知の上、上記のとおり入札します。

(注)

- ① 金額は、算用数字で右詰めで記入し、最初の数字の前に¥を記入してください。
- ② 記入事項を訂正した場合には、その箇所に必ず署名してください。ただし、入札金額は訂正できません。

物件番号 1

参加する物件番号を
記入してください。

入 札 書

記入例

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(宛先)

埼玉県知事 大野 元裕

入札者の住所・氏名・電話番号を
記入してください。

提出日を記入してください。

入 札 者 住 所 さいたま市浦和区高砂 3-15-1

埼玉県庁株式会社

氏 名 代表取締役 埼玉 太郎

電 話 番 号 048-830-5044

参加する物件番号、物件名及び面積を記入してください。

物件番号	物件の名称	面積 (㎡)	金額								
			十	億	千	百	十	万	千	百	十
1	倉松川沿い廃川敷 (幸手市東一丁目6 015番16外1筆)	120.50		¥	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

「県有地の売払い一般競争入札参加要領」

入札金額は算用数字ではっきりと記入し、数字
の前に必ず¥マークを記入してください。
また、金額は訂正できません。

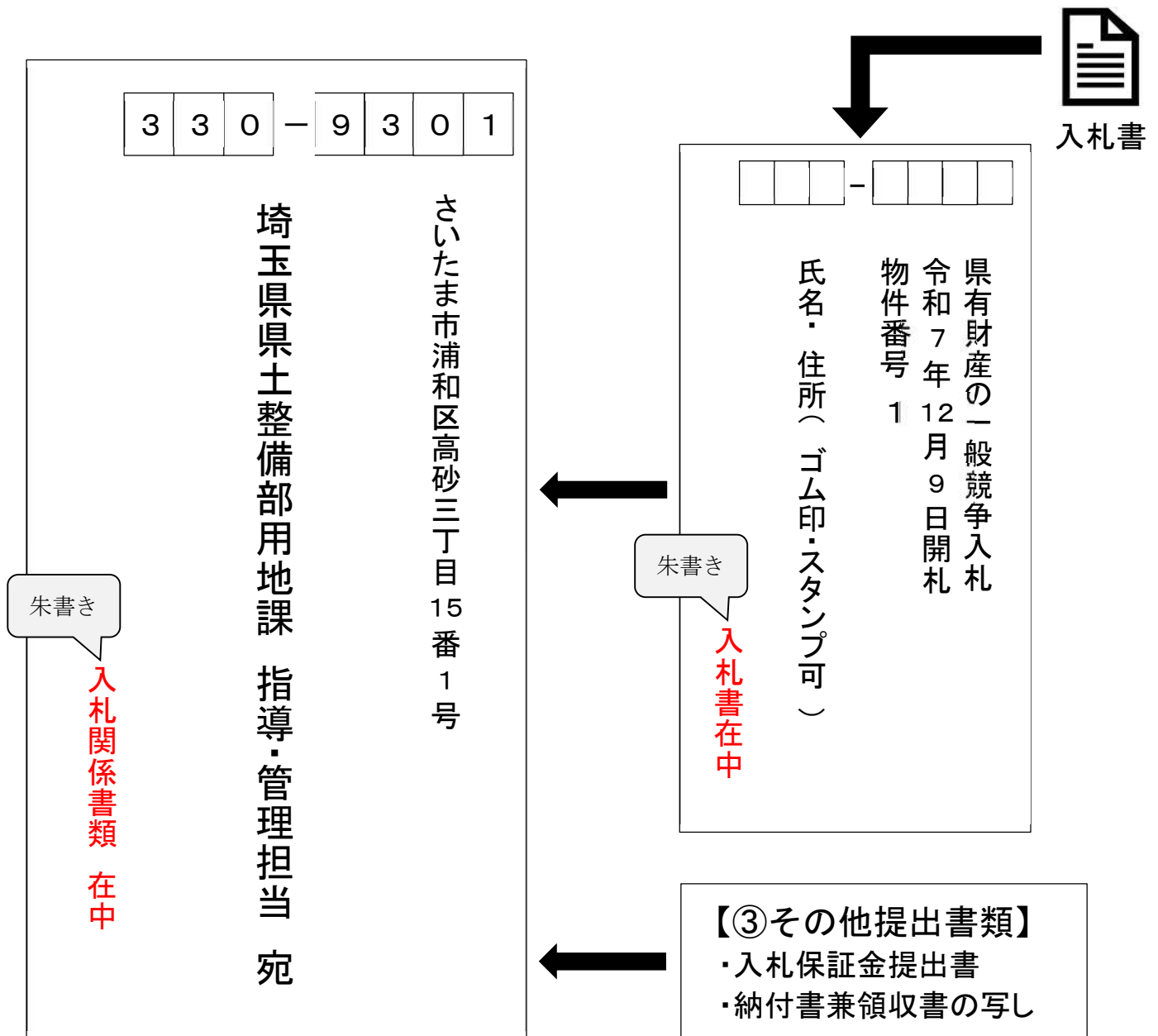
(注)

- ① 金額は、算用数字で右詰めで記入し、最初の数字の前に¥を記入してください。
- ② 記入事項を訂正した場合には、その箇所に必ず署名してください。ただし、入札金額は訂正できません。

入札書の封入方法（記入例）

【①外封筒：送付用】

【②内封筒：入札書封入用】



- * ①外封筒には、②内封筒、③その他提出書類（入札保証金提出書及び納付書兼領収書の写し）を入れてください。
- * ②内封筒には、入札書のみを入れて封をしてください。
- * ①外封筒の裏面には、差出人氏名及び住所を記載してください。

物件番号 1

委任状

代理人住所

氏名

電話番号

私は、上記の者をもって代理人と定め、下記埼玉県有財産の一般競争入札に関する一切の権限を委任します。

記

物件番号	物件の名称	面積 (㎡)
1	倉松川沿い廃川敷 (幸手市東一丁目6015番16外 1筆)	120.50

令和 年 月 日

申込人（委任者）住所

氏名

電話番号

物件番号 2

委任状

代理人住所

氏名

電話番号

私は、上記の者をもって代理人と定め、下記埼玉県有財産の一般競争入札に関する一切の権限を委任します。

記

物件番号	物件の名称	面積 (㎡)
2	倉松川沿い廃川敷 (幸手市東二丁目391番4)	99.51

令和 年 月 日

申込人（委任者）住所

氏名

電話番号

物件番号 1

参加する物件番号を
記入してください。

委任状

記入例

代理人住所 さいたま市浦和区高砂3-15-1

代理人の住所・氏名・電話番号を
記入してください。

埼玉県庁株式会社
氏名 不動産販売部長 浦和 次郎

電話番号 048-830-5044

私は、上記の者をもって代理人と定め、下記埼玉県有財産の一般競争入札に関する一切の権限を委任します。

参加する物件番号、物件名及び面積を記入してください。

物件番号	物件の名称	面積 (㎡)
1	倉松川沿い廃川敷 (幸手市東一丁目6015番16外 1筆)	120.50

委任状の記入日を記載してください。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

申込人（委任者）の住所・氏名・電話番号を記入してください。

申込人（委任者）住所 さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県庁株式会社
氏名 代表取締役 埼玉 太郎

電話番号 048-830-5044

物件調書

物件番号 1 (倉松川沿い廃川敷)

参 考 価 格		4,338,000円
土 地	所 在 地	幸手市東一丁目6015番16,17
	地 目	【公簿】宅地 【現況】宅地
	面 積	【公簿】計120.50㎡ 【実測】計120.50㎡
	形 状	略長方形
	道 路 付	北側/幅員約4m舗装市道（市道1158号線）
法 令 制 限	都 市 計 画	市街化区域（第一種住居地域）
	建 築 制 限	・基準建ぺい率60%・基準容積率160% ※詳しくは幸手市役所に御確認ください。
	防 火 地 域	なし
	文 化 財	なし
私道の負担等		なし
給 排 施 設	ガ ス	接面道路配管 有
	上 水 道	接面道路配管 有
	下 水 道	接面道路配管 無 ※対象地付近まで公設管が整備されているが、利用に際しては前面までの延長を要する。
交 通 機 関		東武日光線「幸手駅」まで約1.0km（道路距離）
公 共 機 関		小学校 約1.0km（道路距離）さくら小学校 中学校 約1.8km（道路距離）幸手中学校
周 辺 状 況		一般住宅が多く見られる地域
特 記 事 項		・財産は現状のままの引き渡しとなります。必ず、実際に現地で財産を確認し、登記簿等を閲覧するなどした上で、お申し込みください。 ・土壌汚染の調査は行っていません。 ・一部隣接地とのフェンスが境界の中央に設置されています。

※ この調書その他の添付資料はあくまで参考であり、現況を優先します。
各自で必ず物件の調査をして御確認ください。

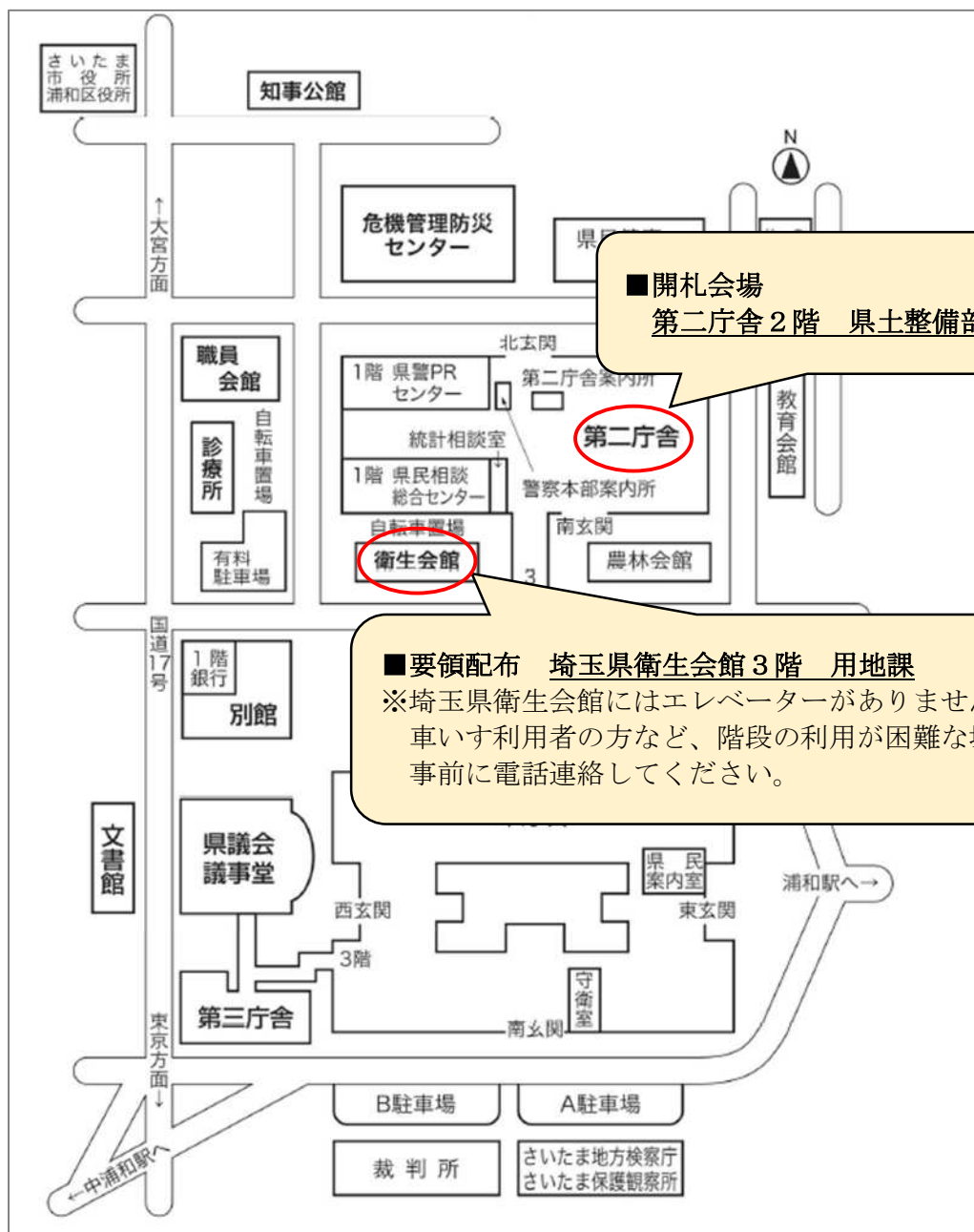
物件調書

物件番号 2 (倉松川沿い廃川敷)

参 考 価 格		2,787,000円
土 地	所 在 地	幸手市東二丁目391番4
	地 目	【公簿】宅地 【現況】宅地
	面 積	【公簿】99.51㎡ 【実測】99.51㎡
	形 状	略長方形
	道 路 付	南西側/幅員約4m舗装市道（市道1157号線）
法 令 制 限	都 市 計 画	市街化区域（第一種住居地域）
	建 築 制 限	・基準建ぺい率60%・基準容積率160% ※詳しくは幸手市役所に御確認ください。
	防 火 地 域	なし
	文 化 財	なし
私道の負担等		なし
給 排 施 設	ガ ス	接面道路配管 無
	上 水 道	接面道路配管 無 ※対象地付近まで公設管が整備されているが、利用に際しては前面までの延長を要する。
	下 水 道	接面道路配管 無 ※対象地付近まで公設管が整備されているが、利用に際しては前面までの延長を要する。
交 通 機 関		東武日光線「幸手駅」まで約1.1km（道路距離）
公 共 機 関		小学校 約0.7km（道路距離）さくら小学校 中学校 約2.0km（道路距離）幸手中学校
周 辺 状 況		一般住宅のほか、店舗が見られる地域
特 記 事 項		・財産は現状のままの引き渡しとなります。必ず、実際に現地で財産を確認し、登記簿等を閲覧するなどした上で、お申し込みください。 ・土壌汚染の調査は行っていません。 ・一部隣接地とのフェンスが境界の中央に設置されています。

※ この調書その他の添付資料はあくまで参考であり、現況を優先します。
各自で必ず物件の調査をして御確認ください。

開札会場等案内図



※埼玉県庁へのアクセス

JR浦和駅（西口）から県庁通りを西へ800メートル（徒歩10分程度）